

天草市ブランド産品推進支援事業補助金 【令和8年度版】

事業目的

地場産品の販路拡大やブランド確立のために実施する事業を支援し、地産地消・他消やブランド化の推進による所得向上を目的とする。

補助対象者

- ①市内に住所を有する個人事業主
- ②規約、会則等を有し、代表者が市内に住所を有する者であり、かつ構成員のうち市内に住所を有する者が2分の1以上を占める任意団体
- ③市内に本店の所在地を有する法人
- ④市内の商工会議所又は商工会

補助対象事業

地場産品（裏面参照）に関する次の事業

- | | | |
|----------|--------------------------|-------------|
| ①施設等整備 | ②新商品開発 | ③食品分析 |
| ④商標登録出願等 | ⑤パッケージ等作成 | ⑥コンテストチャレンジ |
| ⑦物産展等出展 | ⑧市内フェア等開催事業（補助対象者の④のみ対象） | |

補助率・限度額

補助率：補助対象経費の **1/2以内**（千円未満切捨て）

※補助対象事業で限度額が異なります。詳しくは裏面やホームページをご確認ください。

交付申請回数

- 物産展等出展支援事業又は市内フェア等開催事業以外の事業を行う場合は、1申請者において、裏面の表に掲げる事業につき1会計年度当たり1回のみとします。
- 物産展等出展支援事業を行う場合は、複数回の申請も可能です。

必要書類

- 交付申請書、事業計画書、収支予算書、市税等納付状況調査同意書
- 規約、定款、会則その他補助事業等に係る重要な諸規程
- その他市長が必要と認める書類（各事業の提出書類等）



地場産品とは…

(次のいずれかに該当するもの)

- ア 市内で生産された農林水産物であること
- イ 上記アを主たる原材料としているものであること
- ウ 市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行い、相応の付加価値が生じているものであること

補助対象事業	補助対象経費	限度額
①施設等整備 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設等整備費 ■ 設備・機械等整備費 	50万円
	<ul style="list-style-type: none"> 市内において整備されるものに限る 	
②新商品開発等 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 試作に要する原材料費 ■ 試供品の試作費 ■ 新商品開発に必要な資料購入費 ■ マーケティング費 ■ 輸出に向けた翻訳費 ■ アドバイザー等招聘に係る謝金及び旅費 	20万円
③食品分析支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検査手数料 ■ 輸送費（商品等の輸送に要する経費） 	2万円
④商標登録出願等 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出願料 ■ 電子化手数料 ■ 商標登録料 ■ 弁理士への手数料 	5万円
⑤パッケージ等 作成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ パッケージ・ラベル作成費※ ■ パンフレット・チラシ作成費※ ■ ホームページ等制作費 <p>※デザイン料、版の作成費のみ対象</p>	10万円
⑥コンテスト チャレンジ 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出品費用（審査料、送料等） ■ 申請代行費用 ■ 旅費（1事業者あたり2名を限度） ■ その他補助対象事業の実施に伴い必要な経費 	10万円
⑦物産展等出展 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出展料 ■ 旅費（1事業者あたり2名を限度） ■ 備品借上料 ■ 設備使用料 ■ 輸送費（商品等の輸送に要する経費） ■ その他必要な経費 	15万円
⑧市内フェア等 開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 試食会開催費 ■ 広報物作成費 ■ 広告費 ■ その他補助対象事業の実施に伴い必要な経費 	25万円

※①施設等整備支援事業及び②新商品開発等支援事業は、市内商工団体の支援を受け、事業計画書等を作成し、販路開拓等が見込まれる事業であることが要件です。

※交付決定日以降に発生した経費が対象となります。

※補助対象外経費：消費税、人件費等、詳しくはお尋ねください。